## (仮称) 道の駅しろいし整備事業 事業契約書(案) 修正箇所一覧表

No.	書類名	修正前 ページ		項	項目名	修正前:事業契約書(案)(令和5年12月)	修正後:事業契約書(案)(令和6年2月)
1	事業契約書(案)	5	5	第12条第2項	解釈及び適用	がある場合、本事業契約、要求水準書、基本協定書、募集要項等に関する質	本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、 <u>【削除】</u> 基本協定書、募集要項等に関する質疑回答、募集要項等、実施方針等に関する質疑回答、実施方針等、提案書類の順にその解釈が優先する。
2	事業契約書(案)	18	18	第49条第1項	業務責任者等	業務責任者、維持管理業務及び運営業務ごとの管理責任者 (運営マネジメント業務担当者及び各業務担当者) (以下総称して「業務責任者等」という。)を定め、維持管理・運営業務の開始前に市に届出を行い、その承諾を	PFI事業者は、維持管理・運営業務期間において運営業務及び維持管理業務ごとに各業務の全体を総合的に把握し調整を行う運営業務責任者及び維持管理業務責任者、維持管理業務及び運営業務ごとの <u>【削除】</u> 業務担当者(以下総称して「業務責任者等」という。)を定め、維持管理・運営業務の開始前に市に届出を行い、その承諾を受けなければならない。業務責任者等を変更した場合も同様とする。
3	事業契約書(案)	18	18	第49条第2項	業務責任者等	前項の業務責任者等につき、維持管理業務と運営業務の管理者を兼務することはできないものとする。	【削除】